

日本分析化学専門学校 学則 (通信制)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び教育基本法に基づき、工業専門課程を設置して分析化学に関する知識と技能を授け、分析化学者としての使命感を持った向上心を有する人材の育成、及び豊かな人間性の涵養により、社会に貢献する。加えて、いつでも、だれでも、どこでも自己都合に合わせるなど、社会人等の多様な学習ニーズを踏まえ、通信制の学科を設置し、生涯学習の機会の充実を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、日本分析化学専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、大阪市北区天満2丁目1番8号および同市北区天満2丁目1番1号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

通信制

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業専門課程	先端化学分析学科	3年	40名	120名	通信制

昼間部

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業専門課程	環境化学分析学科	2年	40名	80名	昼間部
	生命化学分析学科	2年	40名	80名	昼間部
	医療医薬分析学科	2年	40名	80名	昼間部
	健康化学分析学科	2年	40名	80名	昼間部
	先端薬事分析学科	2年	40名	80名	昼間部
	化学分析学科(土日授業)	2年	20名	40名	昼間部

(在学期間)

第6条 在学期間は6年を超えることができない。ただし休学期間はこれに算入しない。

2. 転入学者の在学期間は6年とする。

(学年、学期)

第7条 本校の学年は、始期4月1日、終期翌年3月31日と、

始期10月1日、終期翌年9月30日の2通りとする。

2. 工業専門課程の学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

ただし、学年の始期が10月1日の場合は、次のとおりとする。

前期 10月1日から3月31日まで

後期 4月1日から9月30日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (2) 創立記念日 10月 1日
2. 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行う場合がある。
3. 校長は必要により、第1項に定める休業日の変更及び臨時の休業日を設定できる。

第3章 入学、退学、転学、留学、休学、転科及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は4月1日または10月1日とする。

(入学の資格)

第10条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者及び当該年度3月に高等学校卒業見込みの者
- (2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者、または通常の課程以外の課程により、これに相当する学校を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(通信教育を行う区域)

第11条 学生募集を行う区域は全国とする。

(入学の出願)

第12条 前条の資格がある者で、本校に入学を志願する者は、入学志願書に選考料10,000円及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者について選考を行う。

(編入学・再入学)

第14条 本校への編入学及び再入学を希望する者がある場合、学修の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(学科間の転科・本校への転入学)

第15条 本校の学生であって他の学科に転科を志望する者、または他の大学、短期大学及び専修学校の学生であって本校に転入学を志望する者には選考の上許可することがある。

2. 前項の規定により、転科及び転入学を許可された者の既修得単位と在学期間の通算については、校長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第16条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに定められた授業料その他の費用を納め、所定の書類を提出して入学手続きを完了しなければならない。

2. 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(退学、他専修学校への転入学)

第17条 学生が退学または他の専修学校に転入学しようとするときは、その事由を明らかにし、保証人連署の退学届または転入学願いを提出し、校長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第18条 本校の学生であって、外国の大学で学修することを志願する者は、校長の許可を受けて留学することができる。

2. 前項の許可を得て留学で取得した単位は、本校の単位に該当する場合に限り単位取得に算入することができる。
3. 留学期間は2年を超えることができない。

(休学・復学)

第19条 疾病その他の事由により、修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2. 前項の者が復学しようとする場合、校長の許可を受けなければならない。

(休学・復学手続)

第20条 前条により休学しようとする者、または復学しようとする者は、保証人と当該学生が連署押印した休学申請書または復学申請書を定められた期間内に校長に申請して許可を受けなければならぬ。

2. 特別の事情がある場合は、学費納入規程に定めるところの費用を納付する場合に限り、前項の申請期間後の休学を認めることができる。
3. 前項の事情等の確認は、文書による提出をもってこれを行う。

(休学期間)

第21条 休学期間は1年単位とする。ただし、特別の理由がある場合は休学期間のさらに1年間の延長を認めることができる。

2. 満了の場合、校長の許可を得て復学することができる。
3. 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
4. 休学期間は、これを在学期間に算入しない。
5. 休学中に必要な学費については、別途「学費納入規程」に定める。

(除籍)

第22条 次の各号の一つに該当する者は、講師会の議を経て校長が除籍する。

- (1) 第6条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第21条第3項に規定する期間を超えた者
- (3) 死亡または行方不明の者
- (4) 授業料など学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第4章 教育課程、授業時数及び単位計算

(教育課程、授業時数)

第23条 本校の通信制の授業科目は、講義及び実験科目から成る。

2. 教育課程及び授業時数等は別表1のとおりとする。
3. 卒業までに必要な単位数は94単位以上とする。
4. 年間で履習できる単位数の上限は、40単位までとする。
5. 講義科目についてはWebを利用した学習システムからの動画視聴（オンライン授業）によって行い、実験科目においては対面授業（遠隔授業を含む）を実施する。
6. 在学中に対面授業に出席して合計22単位以上の実験科目を修得する必要がある。

(科目と単位計算)

第24条 本校の通信制の授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び実験は1時限90分とし、授業時数としては2時間とする。
- (2) 講義科目にあっては15時間をもって1単位とする。
- (3) 実験科目にあっては30時間をもって1単位とする。

第25条 本校の対面授業の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

始業時刻は午前9時とし、終業時刻は午後6時10分とする。ただし、実験等にあっては延長する場合がある。

(成績評価)

第26条 授業科目の成績評価は、当該科目の受講中に行う試験または課題レポート提出及び受講修了時に行う試験、並びに実験実習の成果、課題への取り組みの状況について添削指導等を行った上で総合的に勘案して科目担当講師が行い校長に報告する。

成績評価は次のとおりとする。

- (1) 評価は、優・良・可、不可または合格、不合格の評語をもって表す。
- (2) 前号の評価のうち、優・良・可は合格とする。

(他の専修学校等における授業科目の履習)

第27条 他の専修学校、大学等において本校に定めのある科目を履習した場合には、各課程の修了に必要な講義科目的総単位数の2分の1を越えない範囲で、当該課程における科目の履習とみなす。

(科目等履習生)

第28条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履習申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り校長が選考の上、科目等履習生として当該科目の履習を許可することができる。

2. その他科目等履習生に関する事項は別に検討して定める。

(課程修了の認定)

第29条 第26条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2. 3年間の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。
3. ただし、第27条に定める単位認定を受けた場合は、前項の3年間以上の修業年限を早めることができる。

第5章 教職員及び運営組織

(教職員)

第30条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名
- (3) 教員(通信制学科)(専任) 3名以上
- (4) 教員(通信制学科)(兼任) 2名以上
- (5) 助手(実験講師) 1名以上
- (6) 事務職員 1名以上
- (7) 学校医 1名以上

2. 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

(運営組織)

第31条 本校に運営組織として講師会を置き、専任講師、実験講師をもって組織する。

2. 校長が必要と認めたときは、その他の教職員、非常勤講師も出席することができる。
3. 講師会は次の事項を審議する。
 - (1) 学生に対する教育、研究に関する事項
 - (2) 入学、退学、休学、除籍、復学及び卒業に関する事項
 - (3) 学生の生活補導に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 学則に関する事項
 - (6) その他校長が必要と認めた事項

第6章 賞 罰

(褒 賞)

第32条 成績優秀にして他の模範になる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第33条 本校の学生は諸規則に反し、秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があったときは、講師会の審議を経て校長が懲戒する。

2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3. 退学は次の各号に該当する場合これを命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 授業料

(納付金)

第34条 選考料、入学金、授業料、システム管理費、及び実習費等は、別表2ないし別表4学費納入規定に定める。

2. 納付期日、納入方法についても前項とする。
3. 納付金は事由の如何を問わず返還しない。

第8章 附 帯 教 育

(附帯教育)

第35条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

環境科学課程

学科名、定員、回数、開催曜日、時間

学 科 名	総定員	回数	開催曜日・時間
基礎化学科	40名	12回	各土曜日・午前 9:30 ~ 12:30
水質学科	40名	30回	各土曜日・午後 1:30 ~ 4:30
食品学科	40名	15回	各土曜日・午後 1:30 ~ 4:30

2. 入学金・授業料等の納付

附帯教育の入学金、授業料等の納期、納入方法についての必要な事項は別途定める。

3. 修了証書の授与

各学科の修了試験に合格し出席回数が所定の授業回数の7割を満たした者については修了証書を授与する。

(通信教育)

第36条 本校の通信教育は次のとおりとする。

通信教育講座課程

講 座 名	受 講 期 間	総定員	備 考
環境計量士講座	6ヶ月	若干名	スクーリング有
毒物劇物取扱責任者講座	6ヶ月	若干名	スクーリング有
公害防止管理者講座	6ヶ月	若干名	スクーリング有
基礎化学講座	6ヶ月	若干名	スクーリング有
臭気判定士講座	6ヶ月	若干名	

2. 通信教育講座の受講申込金、受講料等の納期、納入方法についての必要な事項は別途定める。

附 則

1. この学則施行に必要な細則は、別途定める。
2. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

日本分析化学専門学校 附帯教育授業料一覧表（単位 円）

環境科学課程

全 納 の 場 合		分 割 の 場 合			
学 科 名	授 業 料	前 期			後 期
		入 学 金	授 業 料	合 計	授 業 料
基礎化学科	90,000	30,000	45,000	75,000	45,000
水質学科	180,000	30,000	90,000	120,000	90,000
食品学科	90,000	30,000	45,000	75,000	45,000

- (1) 全納される場合は、次の特典を設けている。
 - ①入学金を免除する
 - ②本科の授業1科目を聴講することができる。
- (2) 上記各学科の入学金・授業料には、実験・実習費は含まない。
- (3) 一度納入された書類及び入学金及び授業料は、理由の如何を問わず返却しない。

通信教育講座課程

講 座 名	受講申込金	受 講 料	テキスト代
環境計量士講座			
濃度コース	10,000	24,000	5,500
騒音振動コース	10,000	24,000	6,490
全コース	10,000	36,000	9,130
毒物劇物取扱責任者講座	10,000	26,485	6,600
公害防止管理者講座	10,000	21,000	13,200
基礎化学講座	10,000	18,000	受講料に含む
臭気判定士講座	10,000	24,000	23,370

- (1) 受講料、テキスト代の中にはスクーリング費は含まない。
- (2) 一度納入された費用及び提出した書類は、理由の如何に問わず返却しない。
- (3) 受講申込金・受講料・テキスト代は、受講期間の変更及び使用テキストの変更によって改正する場合がある。
- (4) 2講座同時申込みの場合、1講座分の受講申込金10,000円が免除される。

日本分析化学専門学校 履習規程 (通信制)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は学則第4章の規定に基づき、学生の履習に必要な事項を定める。

2. この規程の運用にあたり、学則に規程のあるものは、そのすべての条項を優先する。

第2章 授業科目及び単位数

(授業科目と単位数)

第2条 本校工業専門課程通信制学科で開設する授業科目の単位数及び履習年次は学則別表1とする。

2. 1回の授業の受講時間は90分を基準とし、15回の履習をもって2単位とする。

(授業への出席)

第3条 学生は必須および選択した科目授業において出席しなければならない。

2. オンライン授業においては、本校指定の受講システムにログインし、授業を視聴して、小テスト受験、課題レポート提出等を完了することにより、当該授業を出席したものと認める。
3. 対面授業においては、点呼により出席を確認する。

(授業時間)

第4条 対面授業においては、授業時間は90分を1时限として、次のとおり行う。

C T	1时限目	2时限目	3时限目	4时限目	5时限目
9:00 ~ 9:10	9:10 ~ 10:40	10:50 ~ 12:20	13:20 ~ 14:50	15:00 ~ 16:30	16:40 ~ 18:10

2. オンライン授業においては、1回15分の視聴教材4回とその授業内容に則した課題への取り組みをもって1时限とする。

(遅刻、早退、欠席)

第5条 対面授業においては、遅刻・早退・欠席等のないよう努めなければならない。

- (1) 遅刻とは講義、実験を問わず授業開始後10分以上経過した場合とし、30分以上経過した場合は入室しても欠席として扱う。遅刻は2回で欠席1回の扱いとする。
- (2) 早退とは講義、実験を問わず授業終了時間の30分前に退出した場合とし、それ以前の退出は欠席として扱う。早退は2回で欠席1回とする。

(休 講)

第6条 休講とは、やむを得ない事由により授業を行えないことをいい、休講は、一般休講及び臨時休講とする。

2. 一般休講

科目担当講師及び学校の急な行事や、やむを得ない事由による休講をいう。

3. 臨時休講

臨時休講とは、交通機関の運行停止や特別警報または暴風警報の発令その他の天災によって通学が困難となった場合に学校が決定する臨時の休講措置であり、全日休講、午前休講および即時休講があり、全学生を対象とし、この決定または承認は校長が行う。

(1) 全日休講は次の場合に実施される。

- ① 通学に利用する主要公共交通機関が午前8時を過ぎても運行を停止している場合。
- ② 学校所在地において特別警報または暴風警報が発令され、それが午前8時を過ぎても解除されない場合。ただし、通学に利用する主要公共交通機関の運行停止が午前6時以前に解除された場合や特別警報または暴風警報が午前6時以前に解除された場合は、平常通り授業を行う。

(2) 午前休講は次の場合に実施される。

- ① 通学に利用する主要公共交通機関の運行停止が午前6時を過ぎ、午前8時以前に解除された場合。

- ② 学校所在地において発令された特別警報または暴風警報が午前6時を過ぎ、午前8時以前に解除された場合。
- (3) 即時休講は次の場合に実施される。
 - 授業開始後、特別警報または暴風警報の発令やその恐れがあり、主要公共交通機関の運行停止などが危ぶまれる場合。
- 4. 一般休講及び臨時休講後の代講
 - 休講をした場合、後日代講を行う。代講日時については別途通知するものとする。

第3章 出席免除

(目的)

第7条 出席免除(以下「公欠」という)とは対面授業に際し、家族の死亡、学校感染症、就職活動、資格取得講習会参加等で授業を受けることが困難な場合に学校が承認した休講のことであり、当該学生のみ対象となる。この決定または承認は校長が行う。

- 2. 前項の場合及びやむを得ない理由により授業や行事に欠席する場合は、あらかじめ公欠届を提出し、校長が承認または決定を行う。

(家族の死亡及び学校感染症等)

第8条 家族が死亡した場合は、速やかに所定の公欠届に事由を記載し、届け出ることとし、届け出た者に対し、その事由が生じた日から連続した日数を公欠期間とし、親等別に次の各号に日数を規定する。

- (1) 1親等(父母)は5日間とする。
- (2) 2親等(祖父母、兄弟姉妹)は3日間とする。
- (3) 3親等(伯・叔父母)は1日間とする。

- 2. 対面授業の期間に本人、家族または同居者が、学校感染症を発病した場合は、登校を見合わせて、完治後、所定の公欠届に事由を記載し、医師の診断書を添えて届け出ることとし、届に記載されている期間を公欠期間とする。

(就職活動)

第9条 対面授業の期間に就職活動をする者は、所定の公欠届に事由を記載し、事前に届け出ることとし、当該活動終了後報告書の提出をもってその当該日時を公欠とする。なお、就職活動とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 合同企業説明会
- (2) 企業訪問(O B ・ O G訪問)
- (3) 企業説明会
- (4) 採用試験
- (5) その他(校長が承認したもの)

(資格取得)

第10条 対面授業の期間に資格取得のための技能講習会および試験に参加する者は、そのために必要な事項について所定の公欠届に事由を記載し、講習会受講票等の書類を添えて事前に届け出ることにより、その当該日時を公欠とする。ただし、受講票等がない場合には後日認定書または修了書等の提出をもって受講票等の提出に代えるものとする。なお、当該技能講習会は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 有機溶剤作業主任者
- (2) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
- (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (5) 凈化槽管理士
- (6) その他(校長が承認したもの)

(交通障害)

第11条 対面授業の期間に通学公共交通機関が停止あるいは遅延した場合には、公共交通機関が発行す

る証明書を当日あるいは翌日授業担当教員まで提出することにより、その当該日時を公欠とする。

(出席日数の換算)

第12条 公欠の扱いを受けた者の出席日数は、正規出席日数とする。

第4章 試験及び成績評価

(受験資格)

第13条 試験範囲に係る出席すべき講義のオンライン授業の3分の2以上を受講していなければ、科目試験を受験することができない。また、科目試験を受験しない場合は成績評価を行わないため単位認定も行わない。

(試験)

第14条 試験は本校指定の受講システムにより行う。

2. 試験の成績は科目ごとに100点満点とし50点以上を合格点とする。
3. 合格点に満たない科目についてはその科目の再試験を行うことがある。
4. 科目試験に欠席した者で、当該科目的試験開始までに申し出を行い、その理由がやむを得ないと認められる者は、追試験を許可することがある。
5. 合格点に満たない者については講師会の議を経て、校長が決定するものとする。

(試験時間)

第15条 本校で定める科目試験の時間は、1科目当たり60分を原則とする。

(試験の区分)

第16条 科目試験は定期試験・臨時試験・追試験・再試験とする。

2. 定期試験は、中間試験及び期末試験をいう。ただし、中間試験は科目によって行わないことがある。
3. 臨時試験は、授業の進展に伴い担当教員が隨時行う試験をいう。
4. 追試験は、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行う試験をいう。
5. 再試験は、正規の試験において合格点に達していない者に対して行う試験をいう。したがって、公欠を除く追試験受験対象者に対する再試験は行わない。

(追試験の申請および受験)

第17条 前条第4項に定める追試験を受けようとする者は、追試験実施日の前々日17時（土日祝日および創立記念日を除く）までに、その理由を証明する書類を添えて、欠席届を校長に提出しなければならない。ただし、事前に公欠を認められている者についてはこの限りではない。

2. 追試験を受ける者は、学則別表3に定める受験料を事前に納入しなければならない。ただし、事前に公欠を認められている者については、受験料の納入は必要ないが、事前に受験申込みをしなければならない。

(再試験の受験)

第18条 再試験を受けようとする者は、学則別表3に定める受験料を事前に納入しなければならない。

2. 再試験の追試験はいかなる理由があっても実施しない。

(受験上の注意)

第19条 試験を受ける場合は受講システムを用い、別途定める受験の注意事項を遵守して、受験しなければならない。

(成績評価)

第20条 成績評価は次の方法により総合的に行い、合格した科目については単位を付与し単位の認定とする。

- (1) 本校で行っている試験の成績
- (2) 各授業における小テスト及び課題レポートへの取り組み
- (3) 大学あるいは大学以外の教育施設等における学修成績を本校の学修とみなした場合

(成績評価基準)

第21条 成績評価は50点以上を合格とし、49点以下を不合格とする。合格は優、良、可、不合格は不可と評語し、成績評価は以下の基準とする。

評価の名称	総合評価点
優	100～80
良	79～65
可	64～50
不可	49以下

※注 総合評価点は、第20条(1)の試験の成績だけでなく同条(2)を含むものである。

第5章 補講及び再履習

(補講)

第22条 補講とは単位修得のため、正規授業以外に行う授業をいう。

2. 補講の受講者は、学則別表3に規定する受講料を事前に納入しなければならない。
3. 補講において、予め定められた期間内に受講しなかった場合には、当該科目の補講の受講は無効となる。

(再履習)

第23条 再履習とは、卒業に必要な単位が修得できない場合、再度講義、実験を受講することをいう。

2. 再履習の受講者は、学則別表3に規定する受講料を事前に納入しなければならない。

第6章 単位免除

(単位免除とは)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に在籍した大学又は短期大学、及び高等専門学校における学修その他文部科学大臣が定める学修において履習した授業科目について修得した単位を、本校に入学した後の本校における授業科目の履習とみなすことができる。

(単位免除の内容)

第25条 本校の定めた授業科目と内容に対し、他で修得した授業科目と内容が同等以上であり、また同等の知識及び技術を有していることを必要とする。なお、他で修得した学修内容とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 大学・短期大学・高等専門学校・本校以外の専門学校において履習された科目や、研究生または聴講生としての学修
 - (2) 大学の公開講座や各自治体における社会教育施設において開設する講座での学修
 - (3) 文部科学大臣の認定を受けた各種社会通信教育による学修
 - (4) 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修や、一定の要件を備えた知識、技術の合格に係る学修
 - (5) 継続的に行っているボランティア活動や、就業体験
 - (6) 外国の教育施設における学修
 - (7) その他(審査の上、校長が認めたもの)
2. 前項の内容の確認は、証明する文書をもってこれを行う。また所定の試験を行うことがある。

(単位免除数と申請手続)

第26条 本校に入学するのに必要な「志願書等一式」に第25条の各号に該当する「証明する文書」及び「単位履習免除申請書」を添付しなければならない。

提出された「証明する文書」により、本校履習科目に相当する水準と認めた場合、講義科目の総単位数の2分の1を越えない範囲で、履習科目及び単位数を免除する。なお、実験科目の単位は免除しないものとする。

2. 単位履習免除申請書

「証明する文書」とは、成績証明書(出身学校)等における履習済であることを証明する書類、または、学修内容を証明できる書類をいう。

(単位免除数に伴う学費免除額)

第27条 免除を認められた単位数に相当する、学費の一部が免除される。免除される学費は次の如くとする。

- (1) 講義科目 1単位につき 5,800円とする
(2) 免除額の限度 36単位につき 208,800円とする
(3) 免除される時期は、本校で定められた講義科目に該当する1年次後期、または2年次以降において免除されるものとする。

(単位評価)

第28条 単位履習免除を受けた科目は、本校所定の単位数として認定する。

2. 本校の成績表には外部での履習であることを記す。
 3. 卒業判定の際には、単位の算出から除外する。

(附 則)

第29条 単位履習免除を受けた科目は、受講することができない。

2. 本校入学後の外部学修においても、単位履習免除の対象とする。この場合学修の修了をもって、申請することができる。

第7章 卒業

(卒業基準)

第30条 次に定める要件を満たした者を卒業とする。

- ①3年修了時において卒業に必要な単位数は下記表の合計94単位以上とする。
②講義科目の選択科目の中から最低14科目を履習すること。

(单位)

3年制学科	卒業
講義科目	72単位以上
実験科目	22単位以上
合計	94単位以上

(卒業判定)

第31条 本校に3年以上在学し、前条の卒業基準を全て満たした者については講師会の議を経て、校長が卒業の認定を行う。卒業の認定は学年の終わりに行う。

ただし、やむを得ない事由により、この認定を受けることができなかつた者には、次年度の前期末または後期末にこれを行うことができる。

第8章 褒賞、懲戒

(目 的)

第32条 学則第32条に定める褒賞は、褒賞に値する学生を讃えるほか、本校学生の範たることを目的とする。

2. 学則第33条に定める懲戒は、当該学生の改悛に役立つことを目的とし、ついで他に与える悪影響を避けることを目的とする。

(褒賞の種類と内容)

第33条 優賞の種類と内容は次のとおりとする。

上記の賞の持つ意義を検討し、内規で定める規程に照し、これにふさわしい該当者を講師会において選考決定する。

(表彰状の授与等)

第34条 表彰は、校長が表彰状を授与して行う。

- 2 表彰には 副賞を添えることがある

(懲戒の種類と内容)

第35条 懲戒の種類と内容は次のとおりとする。

- (1) 訓告 校長名による説諭をいう。
 - (2) 停学 10日以上1年以下または無期限に学生としての身分を停止され、自宅で謹慎することをいう。
 - (3) 退学 学生としての身分を喪失することをいう。
2. 前項の懲戒に併せて、履習科目の取消、施設等の使用禁止および就職等の斡旋停止等の処置をとることがある。
 3. 懲戒処分後において改悛の情明らかな者については、校長は処分の軽減をはかることがある。

(退学該当者)

第36条 学則第33条第3項に定める退学処分に該当する者の意味は次のとおりとする。

- (1) 「性行不良で改善の見込がない者」とは、校長の重ねての説諭にかかわらず改悛の兆しがみえない者または停学中当罰行為を重ねて行った者をいう。
- (2) 「学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者」とは、学則に定める目的の達成のための統制、及び諸規則にしたがわない者、及び教育・研究の諸活動を妨げるなど校内秩序を乱した者、その他本校の建学の精神と教育方針に反する者をいう。

(学籍簿への記録)

第37条 退学、停学、除籍は学籍簿に記録する。

2. 履習規程第35条第1項(2)の停学処分が解除された場合、これを抹消する。

第9章 科目等履習生

(趣旨)

第38条 本校学則第28条に基づき、科目等履習生の制度を置く。科目等履習生の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学の資格)

第39条 科目等履習生は所定の科目を学習するに足る学力があると校長が認めた者に限る。

(入学手続及び入学許可)

第40条 科目等履習生として学習する者は、履習しようとする科目を選定し、所定の書類を提出して入学の手続きを完了しなければならない。

2. 校長は前項の入学手続きを完了した者に履習を許可する。

(科目等履習の範囲)

第41条 科目等履習を願い出ることができる授業科目は、当該学科または課程に開講されている科目とする。ただし、通常の授業に支障がないと認めた科目に限る。

(科目等履習の単位数)

第42条 科目等履習生が1年間に履習できる単位数の上限は、20単位までとする。

(授業料)

第43条 科目等履習生の納付金は別表4に定める。

(科目の認定等)

第44条 科目等履習生は、その修得した授業科目について成績証明書の交付を受けることができる。

2. 科目等履習生として修得した科目及び単位は、審査の上、本校の通信制の科目及び単位として、その一部あるいは全部を換算または認定することができる。

(諸規程の準用)

第45条 科目等履習生については、この章に定めのない事項については、学則及びその他の規程を準用する。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

学費納入規程 (通信制)

(目的)

第1条 学費の納入については学則、その他この規程の定めるところによる。

(学費の内訳)

第2条 学費とは、入学金・授業料・システム管理費および実習費をいう。必要に応じて、別表3または別表4に定める諸費用及び校費納入規程に定める費用を学費とは別に徴収する費用がある。

(適用学費)

第3条 学費は原則として入学時に定めた額を適用する。ただし、次の場合は、新所属の学費を適用する。

(1) 転科により、学籍が異動した場合

(2) 退学した者が再入学した場合

2. 学則に基づき、経済情勢の変動によって在学生の学費を改訂する場合は予め通知する。

(学費の納期)

第4条 学費は、前・後期の2期に分けて納入し、納入期限および納入額は別表2のとおりとする。

2. 納入最終日が休日にあたる場合は、その翌日を納入期限とする。

(再入学者の入学金)

第5条 第3条第1項第2号の再入学者の入学金は免除する。

(納入方法)

第6条 学費等の納付金の納入は、第4条に定める期限までに、郵便振替または銀行振込で行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると事務室長が認めたときは事務室窓口で納入することができる。

2. 事務室窓口での取扱期間および時間は予め掲示する。

(学費の納入)

第7条 次の各号の1つに該当する者で、第4条に定める期限までに、所定学費を納入できない場合は、申請により学費の延納を許可することがある。ただし、学費減免を受けている者は除く。

(1) 学費支弁者が、不慮の災害を受け支払いが困難となった場合

(2) その他、やむを得ない理由があると認められた場合

(延納手続)

第8条 前条により、延納を希望する者は、各納入期限の10日前までに授業料等納入遅延申請書に次の書類を添え、事務室長に申請しなければならない。

(1) 前条第1号に該当する場合は、被災証明書

(2) 前条第2号に該当する場合は、理由を証明する書類

2. 延納を許可する期間は、納入期限から30日以内とする。

(延納許可の取消)

第9条 延納を許可された者で、次の各号に該当すると認められる場合、事務室長は許可を取り消す。

(1) 許可された期限までに納入しない場合

(2) 虚偽の申請により許可を受けたことが明らかになった場合

(学費の滞納)

第10条 学費を本規程第4条に定める期限までに納入しない者は、事務室から督促を行う。この督促後30日の除籍猶予期間を経ても納入をしない者は、学則第22条第4号により除籍処分を行う。

2. 除籍猶予期間中に、滞納学費全額を納入した者は除籍しない。

3. 前項の場合は、延滞金5,000円を納入しなければならない。

(休学中の学費)

第11条 休学中の学費は免除する。ただし、休学を許可された日および次の第2項に該当した日までに通信費および手数料として次の費用を納付しなければならない。なお、この期間内に納付しない場合は休学を認めないものとする。

全期24,000円

2. 前項にかかわらず、次の各号の1つに該当する場合は、前項の費用を納入しなければならない。
 - (1) 前期学費納入前で4月1日から4月30日までに休学を許可された場合
 - (2) 後期学費納入前で10月1日から10月31日までに休学を許可された場合
3. 本校学則第20条第2項に定める特別の事情により、申請期間を過ぎて休学を申し出る場合は、前項の期間内に第1項に定める休学中の費用およびシステム管理費全期分を納入しなければならない。

(年度途中退学者の学費)

第12条 年度の途中での退学者および除籍者は、当該期の学費全額を納入しなければならない。

(既納の学費)

第13条 すでに納入した学費は、如何なる理由があっても、これを返戻しない。

附 則

1. 学費以外に校費を徴収する。
2. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

校費納入規程 (通信制)

(校費の内訳)

第1条 校費とは、学習内容（分析化学）の特殊性に鑑み、その学習効果をより高め、充実を図ることを目的として、次のような費用に充当する。

- (1) 学務費
- (2) 災害保険（対面授業期間のみ）
- (3) 図書費
- (4) 卒業準備金
- (5) 同窓会費
- (6) その他（補助費）

(校費の金額と納入)

第2条 校費の徴収は、過去の実績から、あらかじめ算出し、各学年の前・後期授業料納付と同時に徴収する。

納入時期 前 期 9,000円 後 期 9,000円

(退学者の校費)

第3条 既に納付された校費は、如何なる理由があっても返還しない。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

学生の校舎利用規程 (通信制)

第1章 事務室の案内と注意事項

(事務室の利用)

- 第1条 各種証明書(学生証・成績証明書・卒業(見込)証明書・学割等)の発行を行う。
2. 追試験料・再試験料・補講料・再履習料等の納付、奨学金の手続などの納付金すべての受付を行うものとする。
 3. 資料のコピー(有料)等を行う。
 4. 別科・各種検定試験等の申込み受付を行う。
 5. 事務室の利用に際しては以下の注意事項を厳守すること。
 - (1) 利用は原則学習システムまたはメール、郵送等により行う。窓口受付カウンターにて行えるのは対面授業期間とする。
 - (2) 事務室への入室は教職員の指示がある場合を除き禁止する。
 - (3) 窓口の取扱時間は、9時～17時とする。但し、金銭の取り扱いが伴うものは、15時までとする。

(各種相談事項)

- 第2条 その他、奨学金などの相談を受け付ける。

第2章 施設の利用と注意事項

(登・下校時間)

- 第3条 校舎利用に関わる登・下校時間は、原則として午前8時より午後7時までとする。

(空調設備)

- 第4条 空調設備の利用に際しては、下記の期間に利用できる。下記の期間でない場合は、学生の履習に支障が生じると校長が判断した場合に使用を許可することがある。また、使用時間については下記のとおりとし、別に定める基準温度の管理、換気に心がける。

	期 間	時 間
夏 季	6月上旬～9月下旬	9：00～18：10
冬 季	11月中旬～3月下旬	

(エレベーター)

- 第5条 エレベーターは両館とも上り一方通行のみの使用とし、2フロア以内の移動(1→3F、2→4F等)に際しては、階段を使用すること。下りは階段を使用すること。

但し、教職員からの指示、許可があった場合は、上り・下りとも使用を許可する。また実験棟においては、実験時の器具・薬品の移動で、安全上の事由により教員の許可があった場合も、上り・下りとも使用を許可する。また、エレベーター使用に関するマナーが守られていない場合、エレベーター使用禁止の措置を取る場合がある。

(資料室の利用)

- 第6条 就職のための企業案内、学校図書、卒業論文等を閲覧することができる。

2. 資料室の利用に際しては以下の注意事項を厳守すること。
 - (1) 私語、雑談、飲食を禁止する。
 - (2) 資料の持ち出しあは所定の手続を行ったものについては許可するが、両棟内ののみの持ち出しとし、当該日中に返却のこと。
 - (3) 使用可能時間は午前9時より午後5時までとする。
 - (4) 使用に際しては教員同席、もしくは使用願いを事務室に提出すること。

(コンピュータの利用)

- 第7条 コンピュータ実習等授業の際に用いる。

2. コンピュータの使用に際しては以下の注意事項を厳守すること。

- (1) 私語、雑談、飲食を禁止する。
- (2) 利用時には必ず教員が付き添い、学生のみの利用は許可されない。
- (3) 利用時間については教職員の指示にしたがうこと。

(進路指導室)

第8条 進路指導等の際に使用する。

- 2. 進路指導室の利用に際しては以下の注意事項を厳守すること。
- (1) 利用時には必ず教員が付き添い、学生のみの利用は許可されない。

(喫 煙)

第9条 全館禁煙とする。本校は薬品、危険物が多量に保管してあるため、特に火気厳禁の規則を守ること。

(電 話)

第10条 各教室、実験室の電話は使用してはならない。

(トイレ)

第11条 男子専用（講義棟・実験棟とも4階、6階）、女子専用（講義棟は3階、5階、7階、実験棟は2階、5階）を使用すること。

(駐輪場)

第12条 自転車は所定の場所におくこと。なお、自転車による通学は許可されたものに限り、自動車・自動二輪及び原動機付自転車通学を禁止する。

(避難口)

第13条 各階に2ヶ所あるので、校舎案内を参照して各自の責任で確認しておくこと。

(消火器・消火栓)

第14条 各階エレベーターホールに設置してあるので各自の責任で確認しておくこと。

(連 絡)

第15条 学生への連絡はC Tまたは講義棟1階ホールや学習システム内の掲示板、メール等にて行う。
対面授業の期間中は毎日登校、下校の際に1階ホールの掲示板を注意しておくこと。

第3章 その他の注意事項

(屋 上)

第16条 屋上は危険であるので、教職員の許可がない限り上らぬこと。

(立入禁止場所)

第17条 ポンプ室、機械室ならびに講義棟8階及び実験棟7階以上の階は、学生の立ち入りを禁止する。

(応接室)

第18条 応接室は来客専用とする。したがって、無断で立ち入らないこと。また、応接室での会話の妨げとなるため、1階ホール及びコミュニケーションスペースでの大声での会話等の行為は慎むこと。

(備品の持ち出し、移動)

第19条 実験室や教室および資料室の機器、薬品および図書や椅子など学校備品を勝手に持ち出したり、移動したりしないこと（持ち出しや移動する場合は所定の用紙にて届け出て校長の承認を得なければならぬ）。

(清 掃)

第20条 各自定められた清掃場所を清掃し校内美化に努めなければならない。校舎の清掃にはお互い気をつけなければならない。

(整理整頓)

第21条 校舎内は常に整理整頓を行い、清掃具は必ず所定の場所に設置すること。

第4章 罰 則

(諸規程、注意事項違反時の罰則)

第22条 諸規程及び注意事項に対し、違反した場合は相当の厳しい罰則を科す。

2. 罰則については、校長が別途定める。

(校舎施設の破損、損傷時の連帯責任)

第23条 諸規程に違反し、校舎施設の破損、損傷に対し、連帯責任として損害賠償を行い、補修修理を行わねばならない。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

留学生規定 (通信制)

(入学資格)

第1条 本校への入学資格の要件は以下の通りとする。

- (1) 外国において12年の学校教育を修了した者とする。ただし、準備教育課程を卒業し、通算12年の学校教育を修了した者を含む。
- (2) 入学資格要件のうち、日本語能力に関しては、次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - ① 法務大臣により告示されている日本語教育機関で、6ヶ月以上の日本語教育を受けた者。
 - ② 公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が、実施する日本語能力試験のN1又はN2に合格した者。
 - ③ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験において、日本語読解及び聴解並びに聴読解の合計で200点以上取得した者。
 - ④ 公益財団法人日本漢字能力検定協会が、実施するBJTビジネス日本語能力テストにおいて400点以上取得した者。
 - ⑤ 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において、1年以上の教育を受けた者。
 - ⑥ 化学の授業を理解できる知識及び能力を有する者。

(出願書類)

第2条 留学生が出願する場合、次の書類を揃えて一括提出すること。

- (1) 志願書（本校所定）
- (2) 写真（提出日の3ヶ月以内に撮影されたもの）
- (3) 高等学校以上の卒業証明書及び成績証明書（日本語訳または英語訳されたもの）
- (4) 日本語教育機関が発行する次の証明書類
 - ① 在学証明書または卒業（見込）証明書
 - ② 成績・出席証明書
- (5) 日本語能力試験N2（2級）以上の証明書のコピー、または日本留学試験日本語科目合計200点以上の証明書のコピー、またはBJTビジネス日本語能力テストで400点以上の証明書のコピー
- (6) パスポートのコピー（次の①及び②を提出）
 - ① 顔写真とパスポート番号の記載があるページ
 - ② 資格外活動許可シールが貼ってあるページ
- (7) 在留カードのコピー（在留カードの表と裏のコピーを提出）
- (8) 国民健康保険証のコピー（有効期日内のコピーを提出）
- (9) 経費支弁を証明する書類（本人又は経費支弁者の預金通帳、送金証明書、各種明細等全てのコピー）ただし、1年間の学納金、全額を前納する場合は不要とする。
- (10) 身元保証書（外国人留学生用 様式F）（本校所定）
- (11) 選考料（20,000円）受領証のコピー
- (12) 受験票
- (13) 現に日本に居住している者は、住民票の写し
- (14) その他本校が必要と認める書類

(保証人)

第3条 留学生として本校への入学を希望する者は、日本国籍を有する日本国内に居住する成年者1名を、保証人としなければならない。ただし、日本語学校関係者を保証人として届け出た場合、もう1名の保証人を追加し日本語学校関係者以外の成年者で、日本国内に居住する者1名を追加で保証人としなければならない。

2. 保証人は、入学金、学費その他の支払いを保証するとともに、留学生の在学期間中日本の法令及び本校の諸規程を遵守させ、学業に専念するよう指導するものとする。

(化学薬品の取扱い)

第4条 授業に使用される、化学薬品の特性を理解し、教職員の指導に従い、化学薬品は適切且つ慎重

に取り扱うものとする。

2. 本校の学生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 授業等、教職員の監督下においてのみ、化学薬品を取り扱うこと
- (2) 授業等で化学薬品を取り扱う際は、教職員の指示に従うこと
- (3) 化学薬品の紛失、毀損等が生じた場合、直ちに教職員へ報告すること
- (4) 化学薬品を学校外へ持ち出さないこと

3. 上記の各項について違反行為があった場合、その行為に対し校長は、相当の処罰を行うものとする。

(政治活動の制限)

第5条 学生が安全な環境で安心して学業に専念するため、在学中の政治活動を禁止し、教育環境の維持に努めるものとする。

(研修期間)

第6条 留学生の入学について、全ての条件を満たしている場合でも、授業内容が理解できるかどうかを判断するために、5か月間（4月～8月または10月～2月）の研修期間を設けるものとする。

2. 研修期間中の履習成績は、研修期間終了時に再評価を行い、続けて学習可能かどうかを判定することとする。

3. 研修期間中の履習単位及び時間については、正規授業の単位時間として認める。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 履習科目及び単位数

1 年 次				2 年 次				3 年 次			
講義科目		履習科目		講義科目		履習科目		講義科目		履習科目	
講義科目	基礎化學 I	2	30								
	基礎數學	2	30	品質管理	2	30		有機化學実務	2	30	
	安全衛生	2	30	基礎化學 II	2	30		機器分析化學 III	2	30	
	分析化學 I	2	30	分析化學 II	2	30		有機構造解析	2	30	
	定性分析法	2	30	定量分析法	2	30		化學工學	2	30	
	無機化學	2	30	有機化學 II	2	30		環境分析化學	2	30	選択
	有機化學 I	2	30	機器分析化學 II	2	30		かおり科学	2	30	選択
	機器分析化學 I	2	30	データ解析法	2	30		バイオテクノロジー総論	2	30	選択
	生物化學	2	30	公定分析法	2	30		環境アセスメント概論	2	30	選択
	医連・化粧品概論	2	30	化学關係法規	2	30		材料分析化學	2	30	選択
講義科目	薬理學	2	30	選択				医療・機能高分子	2	30	選択
	食品化學總論	2	30	選択				臨床検査法	2	30	選択
	薬事關係法規	2	30	選択				食品分析化學	2	30	選択
	医薬品情報概論	2	30	選択				酵素工學	2	30	選択
	医薬品代謝学	2	30	選択				スルーブ代謝学	2	30	選択
	ビジネス実務	2	30	選択				漢方化學概論	2	30	選択
								免疫予防医学	2	30	選択
実験科目	講義科目 小計	22	330					講義科目 小計	28	420	
	基礎化學実驗	3	90	54				応用分析化學実驗 II	3	90	54
	定性分析実驗	3	90	60				課題研究	4	120	80
	定量分析実驗	3	90	66							
	実驗科目 小計	9	270	180				実驗科目 小計	7	210	134
1 年 次 合 計		31	600	180				3 年 次 合 計	35	630	134
卒業に必要な全受業時間数合計											
9 4 単位											

1740 時間

*選択科目は、合計14科目以上を選択するものとする。

選択科目を履習する際、必修科目と合わせた年度内の上履習単位数は40単位とする。

一月六日付日本政府より、貿易統計の件へて、速やかに答覆を乞ふ。

別表2

日本分析化学専門学校（通信制）学費等一覧(単位 円)

学費一覧表

正科生

項目	基本金額	単位	総合計（3年間）
選考料（選考時）	10,000		10,000
入学金（入学時）	30,000		30,000
システム管理費（1年間）	50,000	3年間	150,000
授業料（1単位）	5,800	72単位	417,600
実習費（1単位）	44,000	22単位	968,000
合 計（3年間）			1,575,600

※選考料以外の納付金は、入学時は合否通知後7日以内、その後は入学時期により半期ごとに納める。
 (春期：3月1日～3月20日、秋期：9月1日～9月20日)

別表3

追試験・再試験・補講・再履習受験受講料表(単位 円)

項目	受験料・受講料
追試験	1,000(1科目)
再試験	1,000(1科目)
補講(講義)	2,000(90分)
補講(実験実習)	4,000(90分)
再履習(講義)	5,800(1単位)
再履習(実験実習)	44,000(1単位)

別表4

科目等履習生の受講料表(単位 円)

項目	受験料・受講料
選考料（選考時）	10,000
入学金（入学時）	30,000
システム管理費（1年間）	20,000
講義科目	11,600(1科目)
実験科目	132,000(1科目)